

除雪ドーザ

(13 t 級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ、
マルチカプラ装置付) 仕様書

長野市役所

令和 7 年度

(13 t 級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ、マルチカプラ装置付) 仕様書

この仕様書は、除雪ドーザ（13 t 級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ、マルチカプラ装置付）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成3年10月8日付け、建設省経機発第 249号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定または届出され、第四次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

1. 性能 (JCMAS T007 性能試験)

- | | |
|---|--------------|
| (1) 除雪幅（最大アングル角度時） | 3,000 mm 以上 |
| (2) 除雪能力（プラウ排雪） | 2,700 t/h 以上 |
| (3) 走行速度（前進） | 30 km/h 以上 |
| （後進） | 15 km/h 以上 |
| (4) 最大けん引力 | 94 kN 以上 |
| (5) 騒音レベル - 「騒音障害防止のためのガイドライン」（厚生労働省平成4年10月1日、基発第546号）第Ⅰ管理区分に準ずること。 | |

(1) 全 長 (除雪装置地上、ストレート時)	8,400 mm 以下
〃 (プラウ接地、最大アングリング時)	9,500 mm 以下
(2) 全 幅 (車両単体)	2,700 mm 以下
(3) 全 高 (黄色灯火上端まで)	3,700 mm 以下
(4) 最低地上高	300 mm 以上
(5) 車両総質量	12,000 kg 以上 ～ 18,000 kg 未満

(6) 最小回轉半径 (最外側車輪中心)	6.0m 以下
(7) 乗車定員	2 人

3. 車 体

(1) 機 関

形 式 水冷、ディーゼル機関

定格出力 96 kw 以上

(2) 動力伝達装置 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする

(3) タイヤ スノータイヤ

(4) かじ取装置

形 式 車体屈折式

(5) 運転室

構 造 全鋼製密閉形

窓 前面熱線入りガラス、冬用ワイパーブレード付

前後冬用ワイパーブレード付

4. 除雪装置

(1) 形 式 油圧式サイドスライドアングリングプラウ形

(2) 能 力

切刃昇降範囲（ストレート時、切刃下端） 地下 100mm～地上 3,000mm 以上

アングリング角度 左右各 30 度 以上

サイドスライド量 左右各 300 mm 以上

上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において） 500mm/s 以上

(3) プラウ

構 造 鋼板円筒曲面構造

全 幅 3,500 mm 以上

全 高 1,100 mm 以上

そ り 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

切 刃 ストレート形平形刃先（JIS D6101）

5. 計器類

(1) 速 度 計 1 式

(2) 燃 料 計 1 式

(3) アワーメータ 1 式

(4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 1 式

(5) 水 温 計 1 式

(6) 充電警告灯 1 式

(7) その他標準計器類 1 式

6. 照明装置類（保安基準により装備を義務付けられるものの外）

（１）前部霧灯又は前方作業灯（ＬＥＤ）	2 灯以上
（２）後方作業灯（ＬＥＤ）	2 灯
（３）黄色灯（散光式）全幅 1,100 mm 以上	1 式

7. 付属装置及び付属品

7－1 車両総質量に含むもの

（１）バックブザー	1 式
（２）カーエアコン	1 式
（３）ウインドウォッシャー（前面、後面、電動式）	1 式
（４）標識板（300 mm×570 mm程度、車体後部取付）	1 式
（５）カーラジオ AM／FM	1 式
（６）アンダーミラー（後）	1 式
（７）走行振動抑制装置	1 式
（８）デフ装置	1 式
（９）バケット	1 式
（10）後方確認用バックモニター	1 式

7－2 車両総質量に含まないもの

（１）標準付属工具	1 式
（２）取扱説明書	1 部
（３）部品表	1 部
（４）履歴簿	1 部
（５）床マット	1 式
（６）タイヤチェーン（横滑り防止型）	1 式

8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

表示文字については、発注者との協議により決定するものとする。

9. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合に、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正分含む））に準ずるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に頑固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については、受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は、受注者の負担とする。

ただし、これにより難しい場合は、発注者の指示を受けるものとする。

11-5 緊急時の対応

納入機が故障等により作業困難となった場合、連絡があってから 2 時間以内に納入機に精通する者を現地に派遣できる体制を納入期までに整えなければならない。

11-6 納入地

長野市役所維持課西部土木事務所 大岡支所